

令和5年度独立行政法人造幣局調達等合理化計画に係る自己評価結果について

1. 重点的に取り組む分野

一者応札・応募については、かねてからその解消に向けて鋭意取り組んできたところであり、引き続き、一者応札・応募となった調達の都度、その原因について他業者に聴き取り調査を行い、また、新規業者の参入可能性の調査については、海外を視野に入れ、国際造幣局長ネットワークの場において海外メーカーからヒアリングを行うなど、それぞれの状況に即した調達の改善等に努めているところである。

【評価指標】

調達に当たり、適正な予定価格の作成等による価格合理性の担保がなされているか。契約の結果は適正に情報公開されているか。

【自己評価結果】

- ① 予定価格は最新の市場価格等をもとに適正に作成しており、造幣局契約事務規程（平成15年造幣局訓令第88号。以下「契約事務規程」という。）の定めるところにより、金額に応じて委任を受けた者の決裁を得てその適正性を審査している。
- ② 随意契約及び一者応札・応募案件におけるいわゆる落札率（契約金額÷予定価格）については概ね90%以上100%未満の範囲内にあることから、設定した予定価格の範囲内で、かつ予定価格から大きく乖離していない価格（契約金額）により契約が行われていることが確認でき、すなわち価格合理性（契約金額の合理性）の担保がなされていると考えられる。
- ③ 契約の結果については、競争入札によったもの及び随意契約によったもの各々について、契約日の翌日から72日以内（契約事務規程に規定された期限。当該規定は、公共調達の適正化について（平成18年8月25日 財計第2017号）に定めるところに準じて設けられたもの。）に適正に造幣局ホームページにおいて情報公開をしている。

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

2. 調達等に関するガバナンスの徹底

（1）随意契約、一者応札・応募に関する内部統制の確立

【評価指標】

プロジェクトチームによる点検件数、理事によるチェック件数、契約審査専門官による審査件数、点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数

【自己評価結果】

対象となる案件については、次のとおり点検、チェック等を受けた。

- ① プロジェクトチームによる点検件数 14件（全件）
- ② 理事によるチェック件数 1件（全件）
- ③ 契約審査専門官による審査件数 49件（全件）
- ④ 点検等の結果を踏まえた契約の見直し件数 0件（見直すべき契約なし）

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。

（２）不祥事の発生の未然防止のための取組

【評価指標】

契約に当たり、関係法令等に定める手続が適正に取られているか。不祥事を未然に防ぐための取組がなされているか。

【自己評価結果】

- ① 契約手続については、原則として競争入札によること、契約方式の決定、契約の締結及び予定価格の作成時には各々の権限者の決裁を受けることなど国の会計法令に準拠した契約事務規程に定められた手続を遵守している。
- ② 不祥事を未然に防ぐため、実務上次の措置を講じている。
 - イ 契約窓口担当職員は、原則として経理課事務室窓口においてのみ業者と接触する。また、当該窓口以外の場所で業者と接触する必要がある場合は、2名以上の職員をもって対応する。
 - ロ 予定価格作成担当職員は、業者との接触は行わない。
 - ハ 作成した予定価格は封筒に入れ、割印（複数名）を押印した状態で密封し、専用の金庫（暗証番号付き、限定された職員のみ開錠できる。）に開札まで厳重に保管する。
- ③ 不祥事等を未然に防ぐため、国家公務員倫理月間に際し、倫理監督官である理事長が職員に対しメッセージを発信し、契約窓口担当職員や予定価格作成担当職員を含め公務員倫理を徹底するとともに、利害関係者との間で禁止されている行為等を記載した「事業者等向けカード」（国家公務員倫理審査会作成）を配布するなど機会あるごとに不祥事等防止に関する意識の徹底を図っている。また、契約事務に関する基本的な知識を付与する研修、適正な予定価格作成に関する知識を付与する研修といった調達事務のスキルアップや関係法令等に関する知識を付与する研修に契約窓口担当職員や予定価格作成担当職員を積極的に参加させるなどの取組を行っている。

外部研修参加実績

- ・ 契約事務に関する基本的な知識を付与する研修（5名）
- ・ 適正な予定価格作成に関する知識を付与する研修（5名）

以上のことから、評価指標を満たしたものと評価できる。